支部規約

関東信越税理士会熊谷支部

令和6年4月1日現在

目 次

1.	支 部 規 約······1 P
1.	熊谷支部事務局処務規程・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 F
2.	地区委員会運営要領・・・・・・・1 5 F
3.	熊谷支部税務指導所運営要綱······16F
4.	熊谷支部相互扶助基準······25F
5.	熊谷支部親和会規程·····30F
6.	熊谷支部理事推薦規程·····33F

支 部 規 約

規 約 目 次

第1章	総 則·······1 P
第2章	支部会員······1 P
第3章	支部役員及び顧問、相談役・・・・・・・・・3 P
第4章	支部理事会及び支部の業務の執行・・・・・・・・・・・・ 4 P
第5章	支部会議······5 P
第6章	支部会費······7 P
第7章	庶務及び会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 P
第8章	準会員······9 P
第9章	雑則······ 9 P

[関東信越税理士会熊谷支部規約]

第1章 総 則

(名称)

第1条 当支部は、関東信越税理士会熊谷支部と称する。

(事務所)

第2条 当支部の事務所は、熊谷市に置く。

(目的)

第3条 当支部は、関東信越税理士会(以下「本会」という。)及び関東信越税理士会埼玉県 支部連合会(以下「県連」という。)の諸規則に基づき、その目的の達成に資するため、当支 部に所属する会員(以下「支部会員」という。)の指導、連絡及び監督を行うことを目的とす る。

(事業)

- 第4条 当支部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 支部会員の品位保持並びに指導、連絡及び監督に関する施策
 - (2) 支部会員の業務の改善進歩及びその資質の向上を図るため、必要な研修に関する施策
 - (3) 税理士法第2条の業務における電磁的方法(税理士法第2条の3に規定する方法をいう。)の利用に関する施策
 - (4) 本会及び日本税理士会連合会(以下「連合会」という。)が行う税務支援及びその他の事業に関する施策
 - (5) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する施策
 - (6) 官公署及び諸団体等との連絡、協調を図る施策
 - (7) 支部会員の融和と福祉の増進に寄与する施策
 - (8) その他支部の目的を達成するため必要な事業

(区域)

第5条 当支部の区域は、熊谷税務署の管轄区域とする。

第2章 支部会員

(支部会員)

- 第6条 当支部の会員は、税理士である会員(以下「税理士会員」という。)及び税理士法人である会員(以下「税理士法人会員」という。)とする。
- 2 税理士会員は、次の者をいう。
 - (1) 当支部の区域に税理士事務所を有する税理士
 - (2) 次項各号に規定する税理士法人のその事務所において執務する社員である税理士
 - (3) 第1号に規定する税理士又は次項各号に規定する税理士法人のその事務所において補助 者として勤務し、業務に従事する税理士
- 3 税理士法人会員は、次の者をいう。
 - (1) 当支部の区域に主たる事務所を有する税理士法人
 - (2) 当支部の区域に従たる事務所を有する税理士法人

(会員の義務)

第7条 支部会員は、この規約を遵守しなければならない。

(会員の研修)

第7条の2 税理士会員は、その資質の向上を図るため、支部、県連及び本会並びに連合会等 が行う研修を受けなければならない。

(税務支援への従事義務)

- 第7条の3 支部会員は、支部及び本会並びに連合会が実施する税務支援に従事しなければならない。
- 2 支部会員は、支部及び本会から前項の従事の要請があった場合は、病気療養その他正当な 理由なくこれを拒むことはできない。

(会員に対する通知等)

- 第8条 支部会員に対する通知、催告又は書類の送達(以下「通知等」という。)は、次の各 号の事務所に対して行う。
 - (1) 税理士会員に対しては、税理士会員名簿に登載されたその会員の税理士事務所又は税理士法人の事務所
 - (2) 税理士法人会員に対しては、税理士法人会員名簿に登載されたその会員の主たる事務所 又は従たる事務所

- 2 前項の通知等は、会員の承諾を得て、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって本会の会務執行細則で定めるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。
- 3 前2項の通知等は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。
- 4 署名又は記名押印をすることが規定されている通知等を電磁的方法により行う場合には、 署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第3章 支部役員、顧問及び相談役

(役員)

第9条 当支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1人 (3) 支部理事 30人以内
- (2) 副支部長 7人以内 (4) 支部監事 2人以内

(役員の選任)

- **第10条** 支部長は、本会役員及び支部長選挙において、その支部選挙区から選出された者がその任にあたる。
- 2 副支部長、支部理事及び支部監事は、本会が行う役員及び支部長選挙の当該年度末日までに支部総会において税理士会員のうちから選任する。
- 3 税理士法人会員は、役員選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

(支部長及び副支部長)

- 第11条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(支部理事)

第12条 支部理事は、支部の業務に参画する。

(支部監事)

- **第13条** 支部監事は、支部の会計及び業務の執行を監査し、不正を発見したときは、これを支部総会に報告するほか、この規約によりその権限として定められた事項を行う。
- 2 支部監事は、支部の他の役員を兼ねることはできない。

(役員の任期)

- 第14条 支部役員の任期は、その選任後初めて到来する事業年度開始の日から2年とする。ただし、監事の任期は、その選任後初めて招集される定期総会終了の時から就任後第2回目の 定期総会終了の時までとする。
- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

(顧問及び相談役)

- **第15条** 支部長は、支部理事会の議を経て、税理士会員のうちから支部の顧問及び相談役を委嘱することができる。
- 2 前項に規定する顧問及び相談役の「委嘱期間」はその委嘱した支部長の任期を超えること はできない。

(本会会則の準用)

第16条 本会の会則第21条(役員の退任)、第23条(代表権の制限)、第24条(役員の守秘義務) 及び第25条(役員の欠格条項)の規定は、支部役員に準用する。

第4章 支部理事会及び支部の業務執行

(理事会)

- 第17条 支部理事会は、支部長、副支部長及び支部理事をもって構成する。
- 2 支部理事会は、次の事項を決定する。
 - (1) 支部総会の招集及び総会に付議すべき議案
 - (2) その他支部の目的を達成するための重要な事項
- 3 支部理事会には、ウェブ会議システム(その構成員の音声及び映像が即時的かつ双方向的に 伝わり、互いに適時的確な意見表明ができる環境が確保されたシステムをいう。以下同じ。) を利用して開催する会議が含まれるものとする。

(理事会の運営)

- 第18条 支部理事会は、支部長が招集し、その議長となる。
- 2 支部理事会を招集するには、会日の1週間前までに、その日時、場所(前条第3項の場合には、場所に代えてウェブ会議システムを利用して開催する旨を記載する。)及び議案を記載した書面(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の様に供されるものをいう。

以下同じ。)によるものを含む。)により通知(電磁的方法によるものを含む。)しなければならない。ただし、支部長が特に急を要すると認めたときは、その期間を短縮して通知することができる。

- 3 支部理事会の運営については、本会の会則及び会務執行細則の規定に準じてこれを行う。
- 4 支部長は、支部理事会を招集する必要がないと認めたときは、議案を記載した書面(電磁的 記録によるものを含む。)を構成員に送付して、当該議案に対する賛否の意見を求め、書面に よる議決(電磁的方法による議決を含む。)をすることができる。

(業務執行)

第19条 支部長、副支部長及び支部理事は、支部の業務を執行するに当たっては、税理士に関する法令、連合会及び本会の諸規則、県連の規約及びこの規約並びに本会及び県連の指示、支部総会及び支部理事会の議決に反することはできない。

(業務の分掌)

第20条 支部長は、副支部長及び支部理事のうちから、支部の業務の一部を分掌せしめることができる。

(部及び委員会)

第21条 当支部に原則として、次の部、委員会を置く。

(1)	総務部	(11)	広報部
(2)	業務対策部	(12)	青年部
(3)	経理部	(13)	女性部
(4)	綱紀監察部	(14)	情報システム部
(5)	会報部	(15)	公益活動対策部
(6)	登録調査委員会	(16)	租税教育推進部
(7)	制度部	(17)	福祉共済部
(8)	税務支援対策部	(18)	電子申告推進特別委員会
(9)	調査研究部	(19)	地区委員会
(10)	研修部		

- 2 第17条第3項並びに第18条第2項及び第4項の規定は、部及び委員会について準用する。
- 3 部及び委員会の組織並びに運営については、本会の会務執行細則の規定に準じてこれを行う。

(本会及び県連への報告)

- 第22条 支部長は、次の事項を遅滞なく本会及び県連に報告するものとする。
 - (1) 支部総会を招集するときは、その日時、場所及び議案
 - (2) 支部総会が終了したときは、その決議の内容
 - (3) 支部役員の変更又は支部役員の氏名に変更があったときは、変更後の支部役員の氏名
 - (4) 支部事務所を変更したときは、変更後の事務所の所在地
 - (5) その他本会及び県連から求められた事項

(細則の制定)

第23条 支部長は、この規約の規定に基づき必要な措置を行うため、支部理事会の議を経て、 支部の細則を定めることができる。

第5章 支部会議

(例会の開催)

第24条 支部長は、第3条の目的を達成するため、支部会員に通知(電磁的方法によるものを含む。)して、原則として毎月1回の例会を開催する。

(規定の準用)

第24条の2 第17条3項並びに第18条第2項及び第4項の規定は、例会について準用する。

(総会の開催)

- 第25条 支部長は、年1回支部定期総会を開催し、その開催時期は、原則として本会定期総会 開催の前日までとする。
- 2 支部長は、必要があると認めたときは、臨時支部総会を開催することができる。

(総会の通知)

- 第26条 支部総会を招集するには、会日の2週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面(電磁的記録によるものを含む。)により税理士会員に通知しなければならない。
- 2 前項により招集する税理士会員は、通知日現在において当支部に所属する税理士会員とする。

(総会の付議事項)

第27条 支部総会は、次の事項を決定する。

(1) 支部規約の変更

ただし、標準支部規約の変更に伴う支部規約の変更は、標準支部規約の変更が本会理事会において議決された日をもって行われたとみなし、支部総会等の議決及び本会理事会の承認は不要とする。また、施行日も変更した標準支部規約の施行日と同様とする。

- (2) この規約において支部総会の決議又は承認を要するとされている事項
- (3) 支部理事会が支部総会に付議する必要を認めた重要事項

(総会の議長)

第28条 支部総会の議長は、その総会で選任する。

(総会に関する本会会則の準用)

第29条 本会の会則第30条第3項から第6項までの規定、第31条、第32条、第34条及び第36条から第38条までの規定は、支部総会に準用する。ただし、「会長」とあるのは「支部長」と、「総会」とあるのは「支部総会」と、「理事会」とあるのは「支部理事会」と、「監事」とあるのは「支部監事」、第32条第1項中「書面」とあるものは、「書面(電磁的記録によるものを含む。)」と読み替えるものとする。

第6章 支部会費

(支部会費)

第30条 支部会員は、1事業年度につき、次の各号に定める支部会費を負担する。

(1) 税理士会員

60,000円

(2) 第6条第3項第1号の税理士法人会員

60,000円

(3) 第6条第3項第2号の税理士法人会員

60,000円

- 2 前項各号の支部会費は、支部会員から本会が徴収し、各事業年度において4月及び10月の 各月の末日を納期として2回に均等分割して納付するものとする。
- 3 前項により均等分割した金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その各端数を第1回 にあわせて納付するものとする

(事業年度の中途における特例)

第31条 事業年度の中途において、当支部に所属又は他の支部に転出した者(退会を含む。)

は、所属又は転出した日の属する事業年度分の支部会費については、前条第1項の規定にかかわらず、同項の支部会費の金額にその者が支部会員とされる月数(入会した月に端日数があるときは1月に切り上げ、退会した月に端日数があるときは切り捨てる。)を乗じて12で除した金額を負担する。

(特別会費)

第32条 支部会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

- 2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、支部総会においてこれを定める。
- 3 特別会費は、特別会計をもって処理するものとする。

(支部会費の全部又は一部の免除)

- 第33条 当支部は、支部会員が次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けているときは、その負担すべき支部会費及び特別会費についても、同様に免除することができる。
 - (1) 長期にわたる病気療養のため税理士業務を行うことができないとき。
 - (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害のため税理士業務を行うことが著しく困難であると認められるとき。
 - (3) 税理士法第43条後段の規定により、税理士業務を停止しているとき。

第7章 庶務及び会計

(備置帳簿)

第34条 当支部は、事務所に次の帳簿を備える。

- (1) 支部会員名簿及び支部役員名簿
- (2) 本会、県連及び支部の諸規則綴
- (3) 本会、県連からの通達及び支部会員への通達綴
- (4) 支部総会及び支部理事会等の議事録
- (5) 支部の会計帳簿
- (6) その他諸規則等に定められた書類
- 2 前項各号に規定する帳簿は、電磁的記録をもって作成することができる。

(事業年度)

第35条 当支部の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第36条 当支部の経費は、支部会費、特別会費、県連からの交付金、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(財産目録の作成)

第37条 支部長は、毎年事業年度末における財産目録を作成して支部の資産及び負債を明らか にしなければならない。

(予算及び決算)

- 第38条 支部長は、支部定期総会にその会日の属する事業年度の事業計画及び予算案を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の事業報告及び決算の承認を求めなければならない。
- 2 予算が成立しない期間においては、支部長は、通常の支部の業務を執行するのに必要な経 費の金額に限り支出することができる。

(監査報告)

第39条 支部監事は、各事業年度における支部の会計及び業務の執行を監査した結果について、 翌事業年度の支部定期総会において報告しなければならない。

第8章 準会員

(準会員)

第40条 当支部会員以外の税理士は、支部理事会の承認を得て、当支部の準会員となることができる。

(準会員の会費負担等)

- 第41条 準会員は、支部理事会で定める会費を負担する。
- 2 第8条の規定は、準会員について準用する。

第9章 雑 則

(個人情報等の取扱い)

第42条 当支部は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。

2 当支部は、個人番号及び特定個人情報について、行政手続きにおける特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取扱うものとする。

(会則等の一般的準用)

第43条 この規約に定めのない事項については、本会及び県連の諸規則の定めに準じてこれを 行うものとする。

附 則

- 1 この規約は、昭和55年10月13日(改正税理士法施行の日)から施行する。
- 2 支部の設立において、支部役員を選任するについては、規約第10条の規定にかかわらず、 設立総会において役員選考委員会で選ばれた者を選任するものとする。ただし、旧部会役員 を支部役員として選任することができる。
- 3 支部の設立に際し、選任された支部役員の任期は、規約第14条の規定にかかわらず、支部 設立の日から第1回の事業年度終了のときまでとする。

ただし監事の任期は設立の日から第1回の定期総会終了までとする。

- 4 設立第1回の事業年度は、規約第35条の規定にかかわらず、支部設立の日から昭和 56年3月31日までとする。
- 5 設立の日から昭和56年3月31日までの支部会費の負担額は、規約第30条の規定にかかわらず 円とする。
- 6 施行日の前日において現に存する部会の財産等については、支部設立総会の議を経て継承 することができる。

附 則

この規約の一部改正は、昭和57年5月20日から施行する。

附即

この規約(基準)の一部改正は、昭和58年5月20日から施行する。

附則

この規約(基準)の一部改正は、昭和61年5月19日から施行し、施行後初めて到来する「任期満了による役員及び支部長選挙規則」で選任された支部長から適用する。

この改正に伴い、各支部規約の改正は支部総会の議決を要しない。

附 則

この規約の一部改正は、(第29条第2項) 昭和61年12月15日から施行する。

附即

この規約の一部改正は、(第25条「総会の開催」)平成2年2月9日から施行する。

(常務理事会代位決定)

なお、この支部規則(規約の基準)の改正は支部総会の議決を要しない。

附即

この規約の一部改正 (第10条第2項・第27条(1)号・第29条第2項は削除) は平成3年12月6日から施行する。

附 則

この規約の一部改正(第21条)は平成5年12月9日から施行する。

附 則 (平成13年11月19日)

この標準支部規約の一部改正は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約の一部改正は、平成17年9月13日から施行する。

附 則 (平成18年9月15日)

この標準支部規約の一部改正は、平成18年9月15日から施行する。

附 則 (平成20年5月19日)

この標準支部規約の一部改正は、平成20年5月19日から施行する。ただし、第33条第1項の 改正規定は、会則第71条の改正規定が効力を生ずる日から効力を生ずるものとする。

附 則(平成23年9月15日)

この標準支部規約の一部改正は、平成23年9月15日から施行する。ただし、第33条については、平成23年9月15日を含む事業年度分の会費から適用する。

附 則 (平成26年9月12日)

この標準支部規約の一部改正は、平成26年9月12日から施行する。

附 則 (平成27年1月19日)

この標準支部規約の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年6月17日)

この標準支部規約の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月14日)

この標準支部規約の一部改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月21日)

この標準支部規約の一部改正は、平成28年1月21日から施行する。

附 則 (平成28年5月16日)

この標準支部規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和5年5月12日)

- 1 この標準支部規約の一部改正は、令和5年5月12日から施行する。ただし、第4条第1 項第3号の改正規定は、令和5年4月1日に遡って適用する。
- 2 令和5年6月23日開催の第72回定期総会の「関東信越税理士会会則の一部変更」の承認をもって、効力が生ずるものとする。

熊谷支部事務局処務規程

(支部事務局)

第1条 支部規約第2条に定める事務所内に支部事務局(以下「事務局」という)を置き、 事務処理等については、本規程に定めるほか、支部長の指示によるものとする。

(目的)

第2条 事務局は、支部会員の便益をはかるため、支部会議に必要な事務処理を行うことを 目的とする。

(事務局職員)

- 第3条 支部会務を有効適切かつ敏速に処理するため事務局に職員を置くことができる。
 - 2 職員の採否は、正副支部長会の議を経て、支部長が決定する。
 - 3 職員は支部長の指示により、税務指導所ならびに関連組織に関する事務を行う。

(職員の服務規律)

- 第4条 職員は、諸規則を遵守し、支部会務の目的を自覚して職務に従事しなければならない。
 - 2 職員は正当な理由がなく、職務上、知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。その職を退いた後においてまた同様とする。
 - 3 職員は、所定の事務日誌に執務を記録する。

(職員の給与等)

第5条 職員の就業および給与等その他この規程に定めのない事項は正副支部長会の議を経て決する。

(小口現金管理)

第6条 事務局の用品類の購入等小口現金の支払いは、経理部長の指示に従い事蹟を明確に し、毎月末に経理部長の決裁を受けるものとする。

(文書管理)

第7条 支部に関するすべての文書の発・着信は必ず文書整理簿に記載し、支部長の決裁を 受けるものとする。

(文書の保存期間)

- 第8条 処理の完了した文書の保存期間(翌事業年度開始の日より起算)は、次の区分によるものとする。
 - (1)支部規約、総会議案書、同議事録、理事会議事録、人事に関する重要書類 ………永久保存
 - (2) 支部会計帳簿、前号以外の会議書類、調査、統計、報告文書、その他支部長の 指示によるもの…………10年
 - (3) 前各号以外の文書……3年
 - (4) 前各号の保存期間を経過した文書は、支部長担当副支部長の決裁を受け、その 処置を行う。

(会議手続)

- 第9条 支部の諸会議に関する手続きは、支部規約および本会の会務執行細目に定めるほか、 次による。
 - (1) 月例会

原則として、毎年3・6・7・12月を除く毎月7日午前9時30分開会とする。

但し、当日が土・日曜日、祝祭日に当たるときは、月曜日又は翌日とする。 なお、7月は休会とし、3月、6月(定期総会)、12月(忘年会)は、別途会 員に通知する。

(2) 理事会

正副支部長会の議を経て、日時、場所、議題等を支部長が各理事に通知する。

(3) 分掌機関および地区委員会々議

部・委員会および地区委員会の会議を開催するときは、原則として、会日の7 日前までに支部長の承認を経て、日時、場所、議題等を事務局職員に指示し、 各委員に通知する。

なお、会議を開催したときは、議事録を作成する。

(費用弁償)

第10条 費用弁償は当分の間支給しない。

(負担金)

第11条 新たに、支部会員となった者は、熊谷税務署内に設置された、会員名簿掲示板なら びに胸章作成の負担金として20,000円を支部に納入する。

(図書類の委託販売等)

- 第12条 事務局で諸用品類、参考図書等の委託販売および会員に対する配布図書の保管を 行う。
 - 2 本会、県連および関連組織の、会員ならびに会員事務所職員に関する諸届出用紙類 を保管し、会員の要請により配布する。

(時間外事務局の利用)

- 第13条 事務局職員の執務時間外に会員が事務局を使用する場合は、正副支部長のうちの1 人に連絡のうえ利用するものとする。
 - 2 事務局の鍵は、支部長並びに事務局職員が保管する。

附 則

- 1. この規定は、昭和62年5月30日から施行する。
- 2. この規程の一部改正は、平成18年1月18日から施行する。
- 3. この規定の一部改正は、平成24年1月17日から施行する。

地区委員会運営要領

(地区委員会編成の目的)

第1条 支部税理士会員は、事務所所在地毎に会員相互の融和と相互扶助、および会員間の 連絡協調をはかることを目的として、地区委員会を編成する。

(地区委員会の地域割)

- 第2条 地区委員会の地域割は、税理士会員の事務所所在地により次のとおりとする。
 - (1)熊谷市内中央地区、東部地区、西部地区、南部地区、北部地区
 - (2) 深谷地区、大里郡地区

(地区委員会の役員)

- 第3条 地区委員長は、支部理事のうちから支部長が委嘱する。
 - 2 副地区委員長は、地区委員のうちから地区委員長が指名した会員を支部長が委嘱する。

(地区委員会の活動)

- 第4条 地区委員長は、地区委員会編成の趣旨に基づき、支部会議の連絡および資料等の配 布ならびに会員の動向の把握、動員割当の調整を行い、地区委員はこれに協力する。
 - 2 副委員長は、地区委員長に事故あるとき、その任務にあたる。

(準会員に対する連絡)

第5条 準会員に対する連絡等は、原則として総務部長が担当する。

(地区委員会編成名簿)

- 第6条 地区委員会の編成名簿は、毎年4月1日現在で作成し、定期総会に於いて配布する。
 - 2 名簿作成後における異動については、その都度月例会において加除する。

附 則

1. この規定は、昭和62年5月30日から施行する。

関東信越税理士会 熊谷支部税務指導所運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、関東信越税理士会(以下「本会」という)の税務援助の実施に関する 規則第5条及び同細則第5条に基づき、地域社会の要請に応じた税務指導所の運営 及び組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 本支部の指導所は、関東信越税理士会熊谷支部税務指導所と称し、熊谷市に設置する。

(指導所の業務)

- 第3条 指導所が実施する援助業務は、次の各号に掲げる業務とする。
 - (1) 税務に関する相談
 - (2) 記帳に関する相談
 - (3) 税務書類作成に関する指導
 - (4) その他本会及び県連並びに支部が必要と認める事務
 - (5)確定申告期における有料税務相談所の開設(その運営については本会が定めるところによる)
 - (6) 第9条に規定する指導所運営委員会(以下「委員会」という)において必要と 認める事項
 - 2 指導所の援助業務の対象、方法、その他実施に関し必要な事項は、本会が定めるもののほか委員会で定める。これを変更するときもまた同様とする。
 - 3 指導所はその援助業務によって、他の会員の業務を侵害することのないよう運営し なければならない。

(業務の日時)

第4条 指導所の業務日時は、原則として月曜日・木曜日の午後1時から午後4時までとする。ただし、別に定める年末年始等は休業日とする。

(役員)

- 第5条 指導所に次の役員をおく。
 - 1 所 長 1名
 - 2 副所長 若干名
 - 3 事務局長 1名

(役員の選任及び任期)

- 第6条 所長及び副所長は、支部長及び副支部長が当たり任期は支部の役員の任期と同一と する。
 - 2 事務局長は、委員会の承認を得て税理士会員のうちから所長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 所長は指導所の業務を統轄する。
 - (2) 副所長は、所長を補佐し所長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3)事務局長は、指導所の業務・運営に関し所長から委任された事務を処理し、関係機関及び指導対象者の連絡に当たり、かつ指導所職員を指揮監督する。

(指導所職員)

- 第8条 指導所に事務職員を置くことができる。
 - 2 事務職員の採否は、委員会の承認を経て所長が行う。
 - 3 事務職員は事務局長の指示により、指導所の業務に関する事務を行う。

(運営委員会)

- 第9条 指導所の運営及び業務の執行に関し、必要な事項を審議決定するため、税務指導所 運営委員会を置く。
 - 2 委員会の構成及び選任は次のとおりとする。
 - (1) 委員長 1名 支部長がこれに当たる。
 - (2) 副委員長 若干名 副支部長及び税務支援対策部長がこれに当たる。
 - (3)委員 若干名 支部税務支援対策部委員及び委員長が委嘱する委員
 - 3 前項に定める委員の任期は、支部の役員の任期と同一する。
 - 4 委員会の任務は次のとおりとする。
 - (1) 本要綱において委員会の決定又は承認を要するものとされている事項

- (2) 支部の理事会から委任された事項
- (3) 指導所の趣旨徹底のための対外広報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指導所の運営及び業務の執行に関し必要な事項

(指定税理士等の職務)

第10条 援助規則第6条第2項に定める指定税理士等は、委員会の指名に基づき指導所の実施する援助業務に従事する。

(指定税理士等の任期)

第11条 前条により指名を受けた指定税理士等の任期は、その年の4月から翌年3月までの 1ケ年とする。年の中途において指名を受けた場合の終期についても同様とする。

(対象者の選定方法)

- 第12条 指導対象者の選定に当たっては、各関係機関との連携により、その推薦を受け又は 一般よりの申し込みを受けるものとする。
 - 2 前項には零細な法人又は事業所得者以外の者で、委員会の承認を受けたものを含むものとする。
 - 3 委員会が指導の推薦又は申込みを受付ける場合は、別紙様式第2号による。

(対象者の決定等)

- 第13条 委員会は前条の推薦若しくは申込を受けたときは速やかに次の各号により処理しな ければならない。
 - (1) 指導所において指導を行うか否かの決定
 - (2) 本会援助規則第4条に定める区分(無償又は著しく低い報酬)の決定
 - (3) 委託すべき指定税理士等の決定、ただし対象者から指導を受くべき者の希望があったときは、支障なき場合に限りその希望を尊重する。
 - (4) 対象者に対する指導の態様並びに指導密度の決定
 - (5) その他特に必要と認める事項
 - 2 委員会は、前各号により対象者を決定したいときは、選定された者、指定税理士等 及び指導所及び指導所長にその旨通知しなければならない。

(対象者の指導期間)

- 第14条 前条による対象者の指導を受くべき期間は、第11条に定める期間と同一とする。 ただし委員会において特に必要と認める場合は、引続き次の年においても指導を行 うものとする。
 - 2 前項の指導期間は通算して2年を超えない範囲とする。

(特に必要と認める場合)

- 第15条 前条第1項において、特に必要と認める場合には次の各号の1に該当するものをい う。
 - (1) 指導終了後も自計についてなお不安があるため重ねて1・2回の指導を希望するもの
 - (2) 担当税理士の判断により、再度反覆指導を要すると認められるもの
 - (3) 特に規模が小さいため、税理士に委嘱することが困難と認められるが、代行を受けなければ書類の作成が不可能であると認められるもの

(守秘義務)

第16条 役員・事務局長・委員会委員・指定税理士等及び事務職員は、正当な理由がなくて 職務上知り得た秘密を他に漏らし、又はこれを窃用してはならない。 その職を退いた後においても又同様とする。

(会計)

- 第17条 指導所の会計は支部の特別会計とし、事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月3 1日に終る。
 - 2 指導所の経費は特別会費(業務収入)・本会及び県連よりの助成金・支部会計よりの 繰入・その他の収入をもって支弁する。
 - 3 事務局長・指定税理士等及び事務職員の報酬給与は、委員会において定める。

(本会への報告)

第18条 所長(支部長)は、指導所の業務・指導実績及び会計に関し、別紙第3号及び第4 号様式により、4月10日までに県連を経て本会へ遅滞なく報告しなければならない。 (予算)

第19条 所長(支部長)は、支部定期総会にその会日の属する事業年度の予算及び事業計画 について、議決を求め、事業年度の決算及び事業報告について承認を求めなければ ならない。

附 則

- 1.この要綱は、昭和59年6月22日から施行する。
- 2.この要綱制定に伴い「税務指導所設置に関する基準」及び「税務指導所運営委員会運営要綱」は廃止する。
- 3. 支部が税務指導所を開設したときは、遅滞なく別紙様式第1号により、本会に届出るものとする。
- 4. 前項の届出には別紙様式第4号に準じ、収支予定を添付しなければならない。

様式1

第 号

令和 年 月 日

関東信越税理士会

会長 殿

関東信越税理士会熊谷支部

支部長

税務相談所設置届

今般、下記のとおり当支部の運営にかかる税務相談所を設置したいのでお届けいたします。

記

- 1 相談所の名称 関東信越税理士会熊谷支部税務相談所
- 2 相談所の設置場所
- 3 その他設置等についての参考事項

令和 年 月 日

関東信越税理士会熊谷支部

支部長

殿

申込者

EIJ

指定税理士等派遣申込書

「 」を対象とする税務支援に関する業務の実施について下記に より、税理士及び税理士法人の派遣を申し込みます。

記

1 派遣する指定税理士等の員数	
2派遣する指定税理士等の交替に	
関する事項	
3派遣する指定税理士等が担当す	
る支援業務の内容、対象者の範	
囲及び員数	
4派遣する指定税理士等の従事期	
間	
5派遣する指定税理士等の執務場	
所、日数及び時間	
6派遣する指定税理士等が受ける	
謝金の額	
7その他必要と認める事項	

相談事績記録

相		住所		相
談		相 氏名		 談
年	R • •	談		担
月		者電話番号		当
日				者
税				
目	所得税	・ 資産税 ・法	人税 ・消費税 ・	その他
相				
談				
要				
旦				
答				
要				
答				
処				
理				
- <u> </u>				

上記相談が電話による場合、右欄○印のこと →

電	
話	
相	
談	

令和 年 月 日

関東信越税理士会熊谷支部

関東信越税理士会

熊谷税務相談所長

(EJ)

税務相談所運営収支決算報告

令和 年度(自・平成 年 月 日 至・令和 年 月 日)間税務相談所運営 に要した収支決算を下記のとおり報告いたします。

記

項目	決算金額	備考
収入の部		
特別会費(業務)収入		
本会助成金		
県連助成金		
支部会計より繰入又は繰越		
その他		
合計		
支出の部		
会場費		
人件費		
通信費		
印刷費		
広報費		
雑費		
支部会計へ繰入又は繰越		
合計		

熊谷支部相互扶助基準

相互基準作成の趣旨

税理士法第1条に、税理士はその使命として、独立公正な立場にたって、適正な納税義務の 実現を図り、社会の信頼にこたえる旨の規定があります。

税理士は、一身専属的なものであり、その業務の特質は、単なる税務専門的知識への信頼の みならず、高い人格的識見が大きな基盤となっています。

会員が、業務の執行が著しく困難になったときは、税理士法による使命遂行は不可能になり、 関与先等に多大な迷惑を与える結果となります。このようなとき、ともすれば、いわゆる「に せ税理士」が跳梁跋扈することとなり、また会員間において、関与先の誘引等、非倫理的な行 動の発生するおそれが十分にあります。

これらを未然に防止するためには、会員の相互援助制度及び適正な施策が必要となります。 以上の観点から「にせ税理士」の排除・防止、関与先の保護・便益、及び事故会員等の生計 維持、業務不安の解消のために本基準の作成を提案するものであります。

作成中考えられることは、会員の健在時に、会員相互により取り規めを行っておくこと。また、家族(特に配偶者)に対しての業務廃止後の収益は期待できないことを理解させておく必要があるかと思います。

昭和59年7月

熊谷支部長 島田 乙三

熊谷支部相互扶助基準

第1章 総 則

第1条(目的)

この基準は、関東信越税理士会熊谷支部(以下「支部」という)の会員が税理士業務(以下「業務」という)の遂行が困難な状況になったとき、業務援助または業務継承により当該会員、その家族及び事務所職員の生計維持を援助し、併せて、関与先の信頼に応えることを目的とする。

第2条(定義)

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「会員」支部規約第6条に該当する者をいう。
- (2)「被援助者」本基準により、業務援助者または業務継承者を申請した当該会員及びその家族をいう。
- (3)「援助者」相互扶助委員会から業務援助者または業務継承者として斡旋または選任された会員で、これを受託した者をいう。
- (4)「事務所職員」関東信越税理士会に従業員登録された者及び未登録で当該会員と雇 用関係にある者をいう。
 - (5)「関与先」会員と業務上の関係を有する法人及び個人をいう。
 - (6)「業務報酬総額」顧問報酬、決算書作成報酬等、継続的収入の総額をいう。

第3条(申請及び付託)

被援助者が、この基準の適用を受けようとするときは、支部長に対しその旨を書面により申請しなければならない。

2 支部長は、これを受理したとき、速やかに相互扶助委員会に付託する。

第2章 相互扶助委員会

第4条(設置・構成及び任命)

この基準の目的を達成するため、相互扶助委員会(以下「委員会」という)を支部に設置する。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

委員長 1名

副委員長 1名

委員 若干名

3 委員長・副委員長及び委員は、支部長が任命する。

第5条(委員の任期)

委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

2 委員の任期は、支部長の定める期間とする。

第6条(委員長及び副委員長の職務)

委員長は、委員会の会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第7条 (委員会の職務)

委員会は、被援助者の意志及び関与先の意見を十分に尊重して、信義をもって誠実に、 次に掲げる事項を処理し、決定する。

- (1) 被援助者及び関与先に対する積極的な相談。
- (2) 援助者の斡旋または選任。
- (3) 援助期間及び援助金等の処理・決定。
- (4) 事務所職員に対する相談。
- (5) その他必要と認める事項。

第8条(招集及び議決)

委員長は、委員会を収集し、議長となる。

2 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、出席委員の3分の2以上をもって決する。

第9条 (援助者の斡旋または選任)

援助者は、会員のうちから斡旋または選任すものとする。ただし、他支部会員も援助者となることができる。この場合は、当支部会員とみなし、この基準を適用する。

第10条(報告)

委員長は、委員会の議決事項を支部長に速やかに報告しなければならない。

2 支部長は、委員会に対して、適時その経過報告を求めることができる。

第3章 雑 則

第11条(支部長報告)

支部長は、この基準の適用があったときは、例会日等において、報告しなければならない。

第12条(他支部会員への協力要請)

委員会は、他支部会員が関与先を継承する場合には、当該会員に対しこの基準の趣旨を説明し、協力を要請できる。

第13条 (規定外の事項)

この基準の定めのない事項については、委員会の協議により決定し、その都度支部長に 報告する。

附 則

第1条(施行日)

この基準は、昭和59年8月7日から適用する。

熊谷支部親和会規定

(規定の趣旨)

第1条 当親和会は、支部会員及び準会員のうち、この趣旨に賛同した者により組織し、会員及び配偶者ならびの親族の死亡、又は会員の病気災害等の場合についてこれを定める。

(会費)

第2条 会費は、年会費6,000円を毎年5月例会日に一括全納する。

但し、中途入会者は月割計算とし、退会者には返還しない。

また、当該年度の4月1日に30年を超える期間の会費を納入した会員は会費を免除する。

(弔慰金、給付金、見舞金及び、生花等)

第3条 会員及び配偶者ならびに親族の死亡又は、病気、災害のあった場合は次の表に揚げる区分に応じ支部長名にて、弔慰金、給付金、見舞金及び、生花等を送る。

区		給付事由	金額	
分		加口事口	7万. 打片	
	死亡	(1) 会員	円	
用		在会年数 10年未満	40,000	
		在会年数 10年以上20年未満	60,000	
慰金		在会年数 20年以上	120,000	
金		(2)配偶者	30,000	
		(3) 親および生計を一にする親族	10,000	
40	業務廃止(死亡の場合は除く)及び転出			
給		在会年数 5年以上10年未満	20,000	
付へ		在会年数 10年以上20年未満	30,000	
金		在会年数 20年以上	60,000	
	病気	2週間以上入院した時	10,000	
見	火災	①全焼	50,000	
舞		②上記以外	20,000	
金	風水害	①全壊	50,000	
		②上記以外	20,000	

(在会年数等)

第4条 前条の在会年数は、親和会に入会の日又は昭和44年4月1日 (親和会発足の日) の何れか遅い日を以って起算する。

(届出等の方法)

第5条 会員は第3条の給付事由が生じた時は速やかに地区委員長を通じ支部長に通報する ものとする。

(親和会の運営及び委任)

第6条 本規定の取扱いに疑義が生じた場合は、正副支部長会の議を経て決定する。

附則:改正規定は平成13年6月18日から施行する。

改正規程は平成19年6月18日から施行する。

改正規定は平成25年2月7日から施行する。

改正規定は平成29年1月25日から施行する。

関東信越税理士会熊谷支部長殿

住所

氏名

熊谷支部親和会申請書

下記の通り、親和会規定に基づく申請をします。

発生月日	
請求理由	
請求金額	

該当部分の金額に〇を付して下さい。

区分	給付事由	金	額
弔慰金	死亡 (1)会員		
	在会年数 10年	40,	000
	在会年数 10年	以上20年未満 60,	000
	在会年数 20年	以上 120,	000
	(2)配偶者	30,	000
	(3)親及び生計を一にす	- る親族 10,	000
給付金	業務廃止及び他支部への転籍(死亡	の場合は除く)	
	在会年数 5年	以上10年未満 20,	000
	在会年数 10年	以上20年未満 30,	000
	在会年数 20年	以上 60,	000
見舞金	病気 2週間以上入院 U	.た時 1 O,	000
	火災 ①全焼	50,	000
	②上記以外	20,	000
	風水害 ①全壊	50,	000
	②上記以外	20,	000

熊谷支部役員等推薦規程

第1章 支部理事

(推薦方法)

第1条 支部規約第10条(支部役員の選任)第2項の支部理事の選任に関しては理事推 薦委員会(以下「委員会」という。)を設置し、同第9条(3)に定める支部理事 定数の内、当規程第3条に定める人数の理事を推薦する。

(理事推薦委員会)

- 第2条 委員会は地区委員長をもって構成し推薦事務を管理する。
 - 2 第1回の委員会は支部長が招集し、以後の委員会は互選により選任された委員長が招集する。

(被推薦理事の定数)

第3条 被推薦理事定数は支部会員総数の1割相当数とし、支部地区委員会の各地区より 地区会員数の比に応じて定める。地区定数の算定において1名未満の端数処理は 委員会にて決定するが最低1名は割り当てる。

(投票方法)

- 第4条 委員会は本会役員選挙を行う年の10月1日をもって地区別会員名簿、地区別定数を支部事務局において公示し、11月の支部例会時に所定の投票用紙を配布する。なお、例会を欠席する会員には同日送付する。
 - 2 投票は12月の支部例会時に行うものとし、例会を欠席する会員は例会日前日までに支部事務局へ持参又は郵送する。
 - 3 被推薦理事は各地区委員による定数連記の無記名投票により、各地区別に当該地 区定数に達するまでの上位得票者とする。得票数が同数の場合は委員会にて決定 する。ただし支部長及び関東信越税理士会(以下「本会」という。)理事予定者は 除外する。
 - 4 開票は委員会の定めた日時、場所において委員会が行い、開票結果は支部事務局において公示する。
 - 5 前1項及び2項の日時、投票方法は推薦事務の公正を損なわない範囲で委員会の 決定により変更することがある。

第2章 関連組織役員

(推薦方法)

第1条 関東信越税理士政治連盟及び関東信越税理士国民健康保険組合、関東信越税 理士協同組合連合会並びに埼玉県税理士政治連盟及び埼玉県税理士協同組合、 その他の関係団体(以下「関連組織」という。)の役員の選任に関しては正副支 部長会の承認を経て、本会理事に報告し関連組織に推薦する。

第3章 地方公共団体委員等

(推薦方法)

- 第1条 地方公共団体等の委員等の選任に関しては、正副支部長会の議を経て、推薦 する。
- 第2条 被推薦者は原則として正副支部長及び正副支部長経験者とする。

第4章 雑則

(規定外の事項)

第1条 本規定に定めのない事項については、正副支部長会の議を経て決定する。尚、 本規定は本会が定める規約を拘束するものではない。

附則

- 1. この規定は平成14年10月2日理事会承認、平成14年11月7日から施行する。
- 2. この規定の改正は、平成24年1月17日から施行する。
- 3. この規定の改正は、平成29年1月25日から施行する。



税理士はあなたと企業の羅針盤

関東信越税理士会熊谷支部